

「南大東村情報セキュリティ強化対策業務委託」に
係るプロポーザル事業者選定審査委員会要綱

平成 28 年 12 月 20 日
告示 23 号

(設置)

第 1 条 「南大東村情報セキュリティ強化対策業務委託」を行うものを公平かつ適切に選定するため、「南大東村情報セキュリティ強化対策業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準の決定に関すること。
- (2) 委託事業者の選定に関すること。
- (3) その他村長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は南大東村副村長を、副委員長は南大東村総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会)

第 5 条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にあるものとする。
- 4 委員の出席に支障があるときは、その指定するものを代理者として会議に出席させることができる。
- 5 選定委員会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対し、意見の開陳、説明、資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 事務局は、南大東村役場総務課に置く。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 第 1 回選定委員会は、第 5 条第 1 項に限らず事務局が招集する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

別表 1

選定委員会 委員名簿

	所属	職名	氏名
委員長	南大東村役場	副村長	伊佐 隆夫
副委員長	南大東村役場総務課	課長	新垣 利治
委員	南大東村役場土木課	課長補佐	仲田 茂生
委員	南大東村役場産業課	課長補佐	田仲 康繁
委員	南大東村役場教育委員会 (情報推進委員)	主任	沖山 諭